

教育子ども委員会 説明資料

令和2年3月13日
教育委員会

目 次

	頁
1 障害者スポーツ振興の主な新規・拡充事業について . . .	1
2 子ども適応相談センター通所者数について . . .	2
3 ハートフレンドなごやにおける不登校に関する相談について . . .	3
4 小学校給食調理業務委託について . . .	4
5 学校トイレの環境改善について . . .	5
6 文化財保護室長に係る観光文化交流局主幹の併任解除等について . . .	6
7 「名古屋城展示収蔵施設（仮称）外構工事」における特別史跡のき損について . . .	8
 <参考>	
全国の学校（普通教室）における I C T環境整備のステップ . . .	11

1 障害者スポーツ振興の主な新規・拡充事業について

(単位：千円)

区 分	主な新規・拡充事業	予算額
障害者スポーツ の実施環境整備	スポーツ施設利用促進マニュアルの作成及び指定管理者対象の研修の実施	2, 0 0 0
	障害者スポーツセンターの改修	1 4, 2 0 0
障害者スポーツ の理解促進・普及 啓発	パラリンピック聖火フェスティバルの開催	6, 0 0 0
	障害者スポーツに関する情報を一元的に掲載するほか、各種申し込みをウェブからも可能にするウェブサイトのリニューアルの実施	2 0, 0 0 0
	「でらスポ名古屋」との連携	1 0 0
	各区のスポーツセンターにおける障害者スポーツ体験会の実施	3, 0 0 0
	障害者スポーツPR動画の作成等	5, 0 0 0
支える人材の 育成・確保	障害者スポーツフォーラムの開催	2, 0 0 0
	福祉施設職員向け出張研修会の実施等	5 0 0
競技力向上	競技用補装具マッチング支援等	8 0 0

<参考>健康福祉局関係分

(単位：千円)

区 分	拡充事業	予算額
競技力向上	競技用補装具マッチング支援に向けた福祉用具プラザの改修等	1 3, 0 0 0

2 子ども適応相談センター通所者数について

(単位：人)

区 分	30年度	元年度
浄 心	203	222
笠 寺	56	49
鶴 舞	324	354
計	583	625

(注) 令和元年度の通所者数は、令和2年1月末日現在の数値を掲げた。

3 ハートフレンドなごやにおける不登校に関する相談について

(1) 相談実績

(単位：件、回)

区 分	30年度		元 年 度	
	件数	回数	件数	回数
電 話 相 談		457		401
メー ル 相 談	22	47	21	45
来 所 相 談	92	1,034	66	557
訪 問 相 談	57	1,786	62	1,393

(注) 令和元年度は令和2年1月末日現在の数値を掲げた。

(2) 学校復帰率

(単位：人、%)

区 分	29年度	30年度
不登校児童生徒数	148	149
復 帰 者 数	68	87
復 帰 率	45.9	58.4

(注) 不登校児童生徒数は不登校の来所相談者数、訪問相談者数の合計を掲げた。

4 小学校給食調理業務委託について

(単位：食、千円、者)

区 分	食 数	契約業者	契約金額	応 募 業者数
弥 富 小学校 (瑞穂区)	8 1 4	ハーベストネクスト 株式会社	3 1, 6 1 7	6
福 田 小学校 (港 区)	6 7 4	栄屋食品株式会社	2 3, 5 7 1	2
甘軒家 小学校 (守山区)	7 1 8	株式会社松浦商店	2 4, 6 1 8	2
名 東 小学校 (名東区)	1, 1 8 2	シダックス大新東 ヒューマンサービス 株式会社	3 6, 0 3 6	3

(注1) 令和2年度委託開始校について掲げた。

(注2) 食数は、令和元年5月1日現在の数値を掲げた。

(注3) 契約金額は年額を掲げた。

5 学校トイレの環境改善について

(1) 事業概要

区 分	明るいトイレ改修	さわやかトイレ改修
対 象	洋式化率が低く、リフレッシュプラン第2期(～14年度)までに改修予定のない学校	洋式化率が低く、リフレッシュプラン第2期(～14年度)までに改修予定の学校
学 校 数	約100校	約100校
主 な 改 修 内 容	洋式化を中心とした改修 ・洋式化 ・照明増設 ・暖房便座の設置	全面改修 ・洋式化 ・照明増設 ・暖房便座の設置 ・床・壁・天井改修
2 年 度 改 修 校 数	20校(設計・工事)	25校(設計)

(2) 整備計画(予定)

2～6年度の5年間で実施

6 文化財保護室長に係る観光文化交流局主幹の併任解除等について

(1) 令和元年度における各職の役割

区 分		内 容
教育委員会	生涯学習部 文化財保護室長	○文化財保護に関すること ○文化財調査委員会に関すること ○名古屋市美術品等取得基金の管理に関すること ○志段味古墳群歴史の里に関すること ○見晴台考古資料館、博物館、美術館及び科学館に関すること ○ユネスコ活動に関すること ○芸術文化事業の奨励に関すること
	名古屋城総合事務所主幹（史跡保存に係る連絡調整）	○名古屋城の史跡の保存に係る関係機関との連絡調整に関すること
観光文化交流局	名古屋城調査研究センター主幹（史跡の調査・研究に係る調整）	○名古屋城の史跡の調査及び研究に係る関係機関との連絡調整に関すること

(注) 文化財保護室長については、文化財保護室の分掌事務を掲載した。

(2) 経緯等

区 分	内 容
併任発令の背景	○名古屋城の各整備事業は、国の特別史跡や重要文化財に関わるものであり、文化庁との綿密な調整を図りながら取り組む必要がある。 ○そのため、観光文化交流局が事業を進める上で、文化財保護行政を所管する教育委員会文化財保護室の協力が必要である。 ○こうしたことから、観光文化交流局が事業を進める上で、教育委員会文化財保護室と情報を共有し、連携を強化することを目的として、文化財保護室長について、観光文化交流局主幹の併任が発令された。
併任解除に至った経緯	○文化財保護に関する事務の管理・執行において担保すべき観点として、国の文化審議会の答申においては、政治的中立性、継続性、安定性の確保等が示されている。 ○組織のあり方について、教育委員会の文化財を保護する立場を明確にする観点から検討した後、観光文化交流局との併任解除に関する協議を経て、令和元年10月に、併任解除に係る組織要求を総務局へ提出した。 ○令和2年2月に、文化財保護室長について観光文化交流局主幹の併任を解除する示達を総務局より受けた。

7 「名古屋城展示収蔵施設（仮称）外構工事」における特別史跡のき損について

（1）経緯

日 時		内 容
3月2日	午後6時15分	教育委員会文化財保護室主査（学芸員）が、名古屋城調査研究センター学芸員から、電話で連絡を受け、3日朝に現地を確認する旨打ち合わせ
3月3日	午前9時30分 ～ 午後4時30分頃	教育委員会文化財保護室主査（学芸員）が現地を確認し、教育委員会文化財保護室長に電話で報告 教育委員会文化財保護室長が現地を確認 当日中に、状況を可能な限りとりまとめ、文化庁へ報告できるよう、整理する旨を関係者で確認 教育委員会文化財保護室主査（学芸員）、名古屋城調査研究センター学芸員が中心となって、き損の状況を確認するため、き損箇所の精査を夕方まで実施 ・石列の周囲を清掃し、取り外された石の抜き取り痕など現地の状況を把握 ・取り外された石、原位置に残っていた石の数量・位置などを把握 ・掘削範囲などについて簡易な記録を作成 ※教育委員会文化財保護室主査（学芸員）が現地を離れたのち、名古屋城総合事務所が、き損箇所の保全のため、掘削範囲にシートをかけ、文化庁への状況報告資料を作成
	午後5時	教育委員会文化財保護室長が、き損事案の発生を文化庁へ電話で報告
	午前10時40分	教育委員会文化財保護室が、名古屋城総合事務所が作成した状況報告資料を、文化庁へメールで送信後、電話で状況説明 文化庁から「すみやかに詳しい状況説明に来るように」との指示を受け、5日午前10時に教育委員会文化財保護室、名古屋城総合事務所職員とで訪問する旨電話で連絡
	午後2時30分	教育長へ報告

日 時		内 容
3月5日	午前10時	教育委員会文化財保護室長及び名古屋城総合事務所長等が文化庁を訪問し、状況説明
	午後8時以降	教育委員会から教育子ども委員会委員へ報告
3月8日	午前11時30分	教育長、教育次長、生涯学習部長が現地を確認
3月9日	午後5時30分	教育委員会文化財保護室長及び名古屋城総合事務所長等が文化庁を訪問し、追加説明

(2) き損に関する文化庁への説明

ア 3月5日

(ア) 出席者

a 文化庁

文化財第二課長、課長補佐、主任文化財調査官2名

b 名古屋市

教育委員会文化財保護室長、主査

名古屋城総合事務所長、保存整備室長

名古屋城調査研究センター副所長

(イ) 内容

- ・大きな問題である。名古屋市が、この掘削計画で立会いがいないという判断をしたのは、遺構保存の認識が甘いと言わざるを得ない
- ・現状変更許可申請書には重機と人力の併用とあるが、学芸員が立ち会っていないと判断できない。副申における教育委員会の判断も甘いということになる
- ・今後の名古屋市の計画においても本当にできるのかと思われる。この先どうするかをよく考え、再発防止策を立てること
- ・き損届を出してもらって判断することになるが、徹底した再発防止策が求められる
- ・外構工事は当面止めて、どう、き損したのか、現地の状況をきちんと把握する。原因の仔細も究明しないといけない。どうしてこうなったのかの事実を分析する。さらに検証発掘をする。どう調査をするのかを専門家とよく相談し、現場を見てもらって指導を仰ぐ。その上で、き損した箇所をどう修復するかについて有識者を交えて検討する。再発防止策、組織体制の問題を検討する。具体的な仕組みとして示していただく必要がある
- ・展示収蔵施設の外構をどうするかは、これらの一定の目途がたってから

イ 3月9日

(ア) 出席者

a 文化庁

文化財第二課主任文化財調査官 2名

b 名古屋市

教育委員会文化財保護室長

名古屋城総合事務所長、保存整備室長、主幹

名古屋城調査研究センター副所長

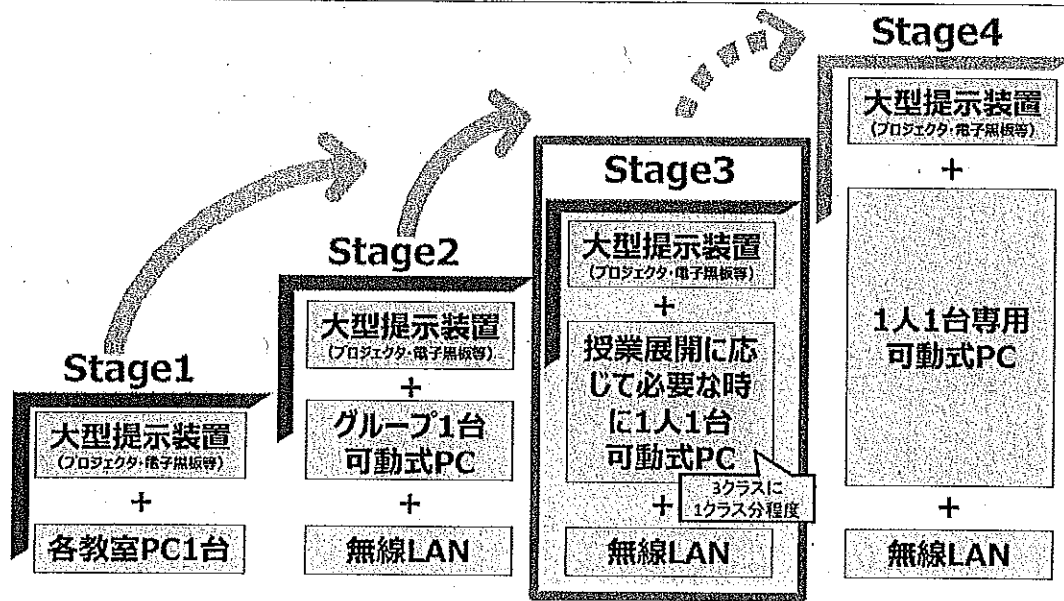
(イ) 内容

- ・ 事案を重く捉え、すぐに調査体制を設けたことについては理解できる。ここで把握した問題点が一つ一つ再発防止策につながることでしっかりと取り組むように
- ・ 先回のき損状況の説明ではよく分からない点もあるので事実を究明して説明してほしい
- ・ 石垣部会には、これ以上き損しない前提で、どのような調査をすべきかを相談すること

＜参考＞全国の学校（普通教室）におけるICT環境整備のステップ

（参考）全国の学校（普通教室）におけるICT環境整備のステップ^①（イメージ）

新学習指導要領を踏まえ、「授業展開に応じて教師が必要な時に（1日1授業程度分が当面の目安）1人1台利用を可能とする環境（3クラスに1クラス分程度）」を実現することが重要。（早急にStage3の環境整備が必要）。



（出典）「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」（文部科学省）配布資料をもとに作成

（注）「第3期教育振興基本計画を踏まえた、新学習指導要領実施に向けての学校のICT環境整備の推進について（通知）」（平成30年7月12日付文部科学省通知）添付資料より抜粋した。

